

# 平成26年度から 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

市の国民健康保険は、平成22年度に保険税を改定して以来、据え置いてきましたが、医療費の増などから今後大幅な赤字が見込まれるため、保険税を改定することになりました。改定に当たり、福祉・教育・道路整備などの行政サービスのために使う一般会計から税金を補てんすることで、保険税の引き上げ幅をできる限り抑えています。

また、今回の改定では、所得に関係なく固定資産税の状況により賦課していた資産割を廃止することにしました。

加入者の皆さんにご負担いただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

☎ 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

## 平成26年度からの新しい税率

区分(対象者)	医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上 65歳未満の方)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額 所得に対して	6.47/100	6.59/100	2.56/100	2.68/100	1.77/100	2.08/100
均等割額 加入者1人当たり	16,900円	20,500円	6,600円	7,700円	7,900円	9,000円
平等割額 1世帯当たり	18,900円	24,900円	7,300円	9,300円	5,400円	6,300円
課税限度額	510,000円	510,000円	140,000円	160,000円	120,000円	140,000円

※平成26年度の納税通知書は7月上旬に、年金差引の方への税額決定通知書は7月下旬に送付する予定です。

## 所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます(世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります)。この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円	7割
世帯の所得が33万円+(24.5万円×被保険者数)	5割
世帯の所得が33万円+(45万円×被保険者数)	2割

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方の人数と所得を含めて算定します。



## 後期高齢者医療保険料率について



平成26年度、27年度の後期高齢者医療保険料率は、前年度の保険料率が据え置かれ、**均等割額は39,500円、所得割率は8.00%**となります。また、保険料の賦課限度額(上限額)は、55万円から**57万円**に引き上げられます。平成26年度の保険料額は、7月中旬に送付する「後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書」でご確認ください。

※保険料率は県内一律で、2年ごとに見直されます。

☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業管理課 (☎029-309-1213)  
国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2316)